

団体形分解について

全国高体連空手道専門部
長野県高体連空手道専門部

I. ルール

- (1) コート(Tatami)に入場し、演武開始の礼をしたら、時計をスタートさせる。
- (2) 形の演武が終わった時の礼はしなくても良い。また、分解を始めるときも礼をしなくても良い。この場合、礼をしてしまったら「減点」の対象になり得るが、長野県大会では減点としない。
- (3) 分解が終わったら、礼をしなければならない。この礼によって時計を止める。
- (4) ①(演武開始の礼)と③(分解終了の礼)をしなかった場合は反則負けとなる。
- (5) また、①(演武開始の礼)と③(分解終了の礼)の間の時間は「6分間」と決められており、オーバーした場合も「反則負け」となる。
- (6) チーム全員が主審の方を向いて演武を開始し終了すること。

II. ルール上の反則行為

- (1) 「減点」の対象となる場合
 - ① 形の演武終了後に礼をしてしまった場合。但し、申し合わせにより減点の対象としない場合もあり得る。長野県大会では減点としない。
 - ② 分解中に怪我があった場合。
 - ③ 帯が緩んでお尻のあたりまで下がった場合。
 - ④ 個人形同様に、必要以上に道着を叩く行為、足音を鳴らす行為などをした場合。
- (2) 「反則」の対象となる場合
 - ① 分解中にノックダウンした場合。
 - ② 審判妨害、安全性の確保のため審判が動かざるを得なかった場合又は審判に接触があった場合。
 - ③ 分解を演武しなかった場合は「反則」となる。
 - ④ 演武開始の礼と分解終了の礼の間の演武時間6分間をオーバーした場合
 - ⑤ あきらかに形が中断した場合、または停止した場合。
 - ⑥ 演武開始の礼と分解終了の礼をしなかった場合。
 - ⑦ 演武中に帯が落ちた場合。

III. 禁止事項（高体連申し合わせ事項）

- ① 首に蟹挟みをかける行為
- ② 相手を自分の肩よりも上に持ち上げる行為
- ③ 相手を投げ捨てる行為(片手で相手を支えること)

IV. 判定基準

- ① 形の演武と分解の判定割合は 5 : 5 とする。
- ② 形の演武の際の減点等については従来通り。分解の減点等については、Ⅱ・Ⅲを参考に各自で判断をする。
- ③ 本来は、演武した形の分解を忠実に行うべきであるが、世界大会・選抜大会等の分解を参考にすれば、形の本来の意味をベースにしつつもパフォーマンス的要素が大きいのも事実である。よって、形の演武・分解を総合的判断して判定すること。
技の使い方や形の意味などは重要な判定基準であるが、固定概念にこだわり過ぎないよう注意が必要である。

V. 分解を実施した場合に想定されるケースと勝敗決定方法

| No. | ケース | 勝敗決定方法 |
|-----|---|---------------------------|
| 1 | 両校とも分解を演武できる | 判定による |
| 2 | 一方の学校が分解を演武することができない 例)赤…分解ができない。青…分解できる | 青の演武終了後 赤の反則 / 青の勝ち |
| 3 | 両校とも分解を演武することができない | 両校とも反則とした上で 判定により順位を決定 |
| 4 | 一方が分解できない。一方は形の演武で明らかなミスをしてしまった場合 | 両校とも反則とした上で 判定により順位を決定 |